

令和6年4月12日

保護者様

成田市立平成小学校
校長 根本 達也

学校への携帯電話の持ち込みについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、保護者の皆様の責任のもと、児童の学校への携帯電話等の持ち込みを認めております。高価なものですので、破損や紛失につきましても保護者の皆様の責任でお願いいたします。持ち込みにおいては、生徒指導におけるトラブルの要因となる場合も考えられますので、児童の携帯電話等の所持状況を把握するための許可書の提出をお願いいたします。

つきましては、下記の点に該当される場合は、目的とルールをご確認の上、担任に4月19日（金）までに提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 携帯電話持ち込みの目的

児童の安全な登下校を最優先に考え、児童の現在地を把握したり、緊急時の連絡等に使用したりする。

2. 持ち込み該当事項

- ① 登下校中、健康上の理由につき、保護者と緊急に連絡をとる可能性がある場合
- ② 登下校が遠距離であり、かつ保護者の送迎が必要である場合
- ③ その他やむを得ない事情がある場合

3. ルール

- ① 校舎内では携帯電話の電源を切り、使用しない。
- ② 携帯電話の校舎内での保管は、ランドセルの中に入れて、自己責任で管理する。（学校側は紛失・破損等への対応は一切できません。）
- ③ 携帯電話の使用は、校舎外の安全な場所で立ち止まって使用し、保護者との連絡に限る。
- ④ 携帯電話の持ち込みや使用についてルールが守れない場合は、持ち込み許可を取り消すこともある。

きりとりせん

携帯電話の校内持ち込み許可願

令和6年4月 日

以下の理由により、携帯電話の持ち込みを許可いただけますようお願いいたします。

理由

○校舎内では、携帯の機能は一切使用しません（電源を切りランドセル内で保管）。使用は、校舎外で立ち止まり、保護者との連絡に限った使用をするよう家庭でも指導します。なお、校舎内での携帯電話の保管は児童の責任で行います。目的やルールを守れない場合には、許可を取り消される場合もあることを了解します。

年 組 児童氏名

保護者氏名

印（自署の場合は押印省略可）

*提出締切日 4月19日（金）まで